

産業保健調査研究報告書

GHSに対応した
現場で活用し易い化学物質取扱いマニュアルの作成
－中・小規模事業場の作業者に向けて

平成21年

独立行政法人 労働者健康福祉機構
神奈川産業保健推進センター

調査について

- **目的**

平成18年12月の法改正に伴い、GHSが導入された。これについて、GHSが導入されたMSDSによって、化学物質取扱い事業場の化学物質管理がどの程度改善されたか、GHSによるMSDSが現場でどの程度理解されたか、更に現場作業者向けにGHS導入の化学物質取り扱いマニュアルを作成する必要性を知ること

- **対象事業場**

神奈川県内の事業場

- **対象者**

化学物質管理者又は安全衛生担当者

- **有効率**

29.9% (1709事業場に送付、511事業場から回答)

※ 本調査には、安衛法の規定に基づき、MSDS交付対象物質以外の物質も含まれている。

化学物質の取り扱い状況に関するアンケート

このアンケートには、事業場で化学物質を管理している方、または取り扱っている方がお答えください。なお、回答は同封の回答用紙に番号又は語句をご記入いただき、ファックス又は郵送で提出願います。

問1. 貴事業場の業種及び従業員数は次のどれに該当しますか。

- (1) 業種
 ①製造業(種類) ②商業 ③建設業
 ④運輸・通関業 ⑤貨物取扱業 ⑥その他()
- (2) 従業員数
 ①19人以下 ②20~29 ③30~49 ④50~299
 ⑤300~999 ⑥1000人以上

問2. 貴事業場で化学物質(化学薬品)等を使用していますか。化学物質(化学薬品)等については3頁以降の参考資料をご参照下さい。また参考資料に書かれている化学物質そのものだけでなく、それらの化学物質を混合物として使用している場合にも記載して下さい。

- ① 使用していない
 ② 使用している

使用している化学物質等の名称又は商品名についてお書き下さい。
 ()

使用していると答えた方は以下へお進み下さい。

問3. 貴事業場では業務で化学物質(化学薬品)等を購入する際に、納入業者はMSDSを提供してくれますか。(MSDSについて参考資料をご参照下さい。)

- ① 必ず提供してくれる ② 索求すれば提供してくれる ③ 提供してくれない
 ④ MSDSというものを知らない

問4. 提供されたMSDSはGHS対応となっていましたか。(GHSについては参考資料をご参照下さい。)

- ① はい ② いいえ ③ 両方あった ④ わからない

問5. 入手したMSDSの内容で理解しにくいものがありましたか。

- ① はい ② いいえ ③ 内容は読まない ④ わからない

問6. 入手したMSDSは化学物質(化学薬品)等を使用する職場内に掲示又は掲え付けていますか。

- ① はい ② いいえ ③ その他()

問7. 入手したMSDSを職場内に掲示又は掲え付ける場合、作業者に理解できるように書き直していますか。

- ① はい ② いいえ ③ わからない

問8. 問6で「①はい」と答えた方に伺います。

(1) 掲示する場合、掲示または掲え付ける作業場の作業手順と関連付けていますか。

- ① はい ② いいえ ③ わからない

(2) 作業者が読みていると思いますか。

- ① はい ② いいえ ③ わからない

(3) 作業者が理解していると思いますか。

- ① はい ② いいえ ③ わからない

問9. MSDSの内容を理解できない場合に生としてどうしますか。

- ① メーカーに問い合わせる ② 産業医に聞く ③ 労働衛生センターに聞く
 ④ 埼玉県産業保健推進センター、地域産業保健センターに問い合わせる
 ⑤ 問い合せはしない ⑥ その他()

問10. 貴事業場で使用している化学物質(化学薬品)等のリスト(台帳)を作成していますか。

- ① 全社大通りリストを作成 ② 責任者が個別に作成 ③ 作成していない
 ④ わからない

問11. 貴事業場内で業務に使用している化学物質(化学薬品)等について、MSDSを含めて危険性及び有害性等に関する情報を管理する責任者を決めていますか。

- ① はい ② いいえ ③ わからない

問12. 化学物質(化学薬品)等の購入、使用を決定する以前の段階で、危険性及び有害性等について検討していますか。

- ① 検討している ② していない ③ わからない

問13. MSDSについて埼玉県産業保健推進センター、地域産業保健センターに相談することは何ですか。

- ① 相談業務の充実 ② 書籍・データベース・情報の充実 ③ 講習会の開催
 ④ 講師の派遣 ⑤ その他()

問14. MSDSについて今後改善が必要と考えられている点があれば、ご記入ください。(複数回答可)(⑥の欄等については、参考資料GHSをご参照下さい。)

- ① 有害性の程度が分かりやすく書かれていない ② 作業者に分かりにくい用語が多い
 ③ 現在使用されているMSDSのフォーマットが分かりにくい
 ④ GHSによる有害性の分類や標章が書かれていない
 ⑤ その他()

問15. MSDSを実際に活用されたことがありますか。

- (1) ① はい ② いいえ

(2) 「①はい」と答えた方にお伺いします。どのように活用されましたか。

- ① 使用化学物質の性状とその有害性の確認 ② 保護具等のばく露防止対策
 ③ 職場巡視の参考資料 ④ 健康診断の参考資料 ⑤ 労働衛生教育の参考資料
 ⑥ 応急(救急)措置への対策 ⑦ その他()

問16. 貴事業場に産業医は産られますか。

- ① 週1回 ② 月1回 ③ 來ない ④ 選任していない

- ⑤ 専属産業医 ⑥ その他()

問17. 特定の化学物質について、労働安全衛生法でGHSの表示、文書交付が義務化されましたが、存知でしょうか。

- ① 知っている ② 知らなかった

問18. GHSによる化学物質の危険有害性の分類や標章の使用によりMSDSは分かりやすくなりましたか。

- ① 分かりやすくなった ② 分かりやすくはない
 ③ GHS仕様のMSDSをもっていいない

以下は産業医にお聞きします。(注: 産業医が選任されている事業場は回答をお願いします。)

問19. MSDSが事業場の衛生管理者スタッフとの話の中で話題になったことがありますか。

- ① 話題になった ② 話題になったことはない

問20. 産業医業者の中で、MSDSを閲覧したことがありますか。

- ① はい ② いいえ ③ 事業場に該当する物質がない

問21. MSDSを実際に活用されたことがありますか。

- ① はい ② いいえ

問22. 前問で「①はい」と答えた方にお伺いします。どのように活用されましたか。(複数回答可)

- ① 使用化学物質の性状とその有害性の確認 ② 保護具等のばく露防止対策
 ③ 職場巡視の参考資料 ④ 健康診断の参考資料 ⑤ 労働衛生教育の参考資料
 ⑥ 応急(救急)措置への対策

問23. MSDSについて今後改善が必要と考えられる点があれば、ご記入下さい。(複数回答可)

- ① 有害性の程度が分かりやすく書かれていない ② 作業者に分かりにくい用語が多い
 ③ 現在使用しているMSDSのフォーマットが分かりにくい
 ④ GHSによる有害性の分類や標章が書かれていない
 ⑤ その他()

問24. 特定の化学物質について、労働安全衛生法でGHSの表示、文書交付が義務化されましたが、存知でしょうか。

- ① 知っている ② 知らなかった

問25. GHSによる化学物質の危険有害性の分類や標章の使用によりMSDSは分かりやすになりましたか。

- ① 分かりやすくなった ② 分かりやすくはない
 ③ GHS仕様のMSDSをもっていいない

アンケートにご回答いただき有難うございました。

ご回答は、同封の回答用紙にご記入いただき、ファックス又は郵送でご提出をお願いいたします。また、今後、調査に関してお問い合わせする際、連絡部署と担当者についても、お知らせ頂ければ幸いです。

(注) アンケート調査票に添付した用語の説明等の参考資料は省略した。